

我が国少年法制における非刑罰的措置について

廣瀬 健二

はじめに

- 一 日本の少年法制の特徴
- 二 少年事件の捜査・送致手続
- 三 児童福祉法上の措置
- 四 簡易送致
- 五 家庭裁判所における非刑罰的措置
- 六 刑事手続からの移送（五五条移送）
- 七 犯罪少年以外の者に対する措置
おわりに

はじめに

本稿は、平成一九年五月、大韓民国ソウル市において行われた国際学術セミナー（同国警察庁主催・英、米、日、

韓参加）において、「同国の少年法関係の改正を検討する「少年犯善導」というテーマに関して、私が我が国の少年法制を概括的に紹介したうえ、この点に関する実情を報告したものに若干加筆し、その後の改正等を補正したものである。この報告内容は、我が国においても、重要なテーマとなり得るものであるので、これをまとめて発表しておくことにも意義があると思われる。

犯罪者に対する刑罰以外の措置による対応（非刑罰的な措置）については、欧米先進諸国を中心にダイバージョン等として、近時注目を集めているところである。少年事件においては、まず保護教育的な観点から、問題の少年は早期に手続から解放し、自力による立ち直りを期することが本人の改善・更生のために有効と考えられる。また、家庭裁判所の組織・人員は限られているがその扱うべき少年事件は膨大な数にのぼるため、そのうち、問題点が多い少年、早急な対応が必要とされる少年など、重点的な対応が必要な事件に対する適切な対応を確保するため、軽微な事件や問題の少ない事件についてはその問題性に即した弾力的な処理を行うという側面もある。

このような措置については、大韓民国を始め、検察官先議制が採られている諸国においては、警察・検察等における対応が重要な問題となり得る。しかし、我が国の少年法制においては、後述するとおり、全件送致主義の下、家庭裁判所が事件・手続の選別・処分決定において中心的役割を果たしているため、この点に関する警察・検察等の捜査機関の裁量的な権限行使は、非常に限定されており、諸外国とは相当に事情が異なっていることに留意すべきである。そこでまず、我が国の少年法制の概要を簡潔に紹介したうえ、関連する点を中心に概説しておくこととする。

一 日本の少年法制の特徴

1 保護教育主義

可塑性に富み、教育可能性の高い少年に対しては、刑罰・制裁よりも、その犯罪を犯した原因・問題性に最も相応しい処分を行うことによってその立ち直りを図る方が有効であることが、諸外国の刑罰制度の歴史（厳罰政策失敗の歴史）から実証され、刑事法研究者の間では共通理解となつてゐる。このような観点から、少年に対する保護教育的な処分・対応を刑罰よりも重視する立場が保護教育主義であり、近代国家の少年法制においては、程度の差こそあれ、その基本原則の一つとされている。この点、我が国においては、少年法一条の規定によつて「少年の健全な育成を期」すことが宣言されているうえ、実務の運用においても、後述するように、この原則が相当に重視されている。

2 少年に対する手続

犯罪や問題行動のある少年に対する手続として、我が国では刑事訴訟法による刑事裁判手続、少年法による少年保護手続のほか、児童福祉法による児童福祉手続が設けられている。そして、この三者はそれぞれ独立の手続として鼎立的に設けられており、一四歳未満の少年については児童福祉手続が優先されるほかは、どの手続で扱うかの手続選択を含め、家庭裁判所が、全般にわたつて中心的な役割を果たしている。なお、一四歳未満の者でも殺人等の重大な触法行為を行った者については、児童相談所から家庭裁判所への送致を原則とすること（少年法六条の六、同条の七。以下、少年法は条数のみで表記する。）に平成一九年の法改正（平成一九年改正。以下同様に「〇〇年改正」と略記）が行われたが、児童福祉機関による調査及びその調査結果により児童福祉機関での処理も認められている

ので、原則自体は維持されている。⁽¹⁾⁽²⁾

3 家庭裁判所

少年事件と家事事件だけを専門的に扱う独立した裁判所として家庭裁判所が設けられている（平成一六年以降人事訴訟事件も担当）。家庭裁判所は、民事・刑事の訴訟事件を扱う地方裁判所と同数設置され（そのうち、半数以上が独立した専用庁舎を持ち、地方裁判所等との合同庁舎の場合でも専用部分を持っており、法廷、審判廷等も専用のものを使用している）、民事・刑事事件を扱うのと同じ資格の裁判官・裁判所書記官（以下、書記官と略称）・裁判所事務官等の専任の職員を擁している。また、保護教育主義の実現のために、家庭裁判所には家庭裁判所調査官（以下、調査官と略称）が配置されている。調査官は、大学、大学院等で心理学、教育学、社会学、社会学等を専門的に学んだうえ、高度な国家試験に合格した後、最高裁判所の職員総合研修所で二年間専門的な研修を経た臨床実務家であり、非行のメカニズム、親子関係や少年の隠された問題点等を解明し、人間関係を調整することなどにおいてその専門性を発揮している。前述のように、少年事件の処理において、家庭裁判所は中心的な役割を果たし、事件を扱う手続の選別を通じて、少年に対する刑罰とそれ以外の処分の選別も行っている。そして、家庭裁判所の役割を実効的に保障するため、少年事件を捜査した捜査機関（警察、検察官等）は、その犯罪事実の嫌疑が認められる限り、家庭裁判所への事件送致が義務付けられている（全件送致主義、家庭裁判所先議主義）。この結果、少年犯罪者の更生を図るための非刑罰的措置についても、そのほとんどが家庭裁判所において行われることになる。もともと、例外的な運用も認められており、警察においては、事件捜査の前段階において犯罪予防活動（少年補導）も行っているので、これらについても後に触れることとする。以下、手続の流れに即して、捜査、調査、審判、処遇選択等の順で概説する。

(1) 平成一九年改正については、廣瀬健二「改正少年法成立の意義と課題」刑事法ジャーナル一〇号(平成二〇)二頁以下、田宮裕「廣瀬健二『注釈少年法(第3版)』二三頁、一〇二頁以下参照。

(2) 児童福祉手続、刑事手続いずれとも少年保護手続は相互の事件送致によってつながっている形になっているが、いずれも送致の率が極めて低い実質的には事件上の有機的な連携がなされているとはいえない。

二 少年事件の捜査・送致手続

捜査に関しては、少年事件についても、刑事訴訟法に基づいて成人の刑事事件の場合と同様な権限が捜査機関(警察、検察)に認められており(四一条による刑事訴訟法の準用)、少年の場合、その身柄の拘束が規定・運用上、制限されること(四三条三項・四八条)、成人との取扱いの分離が要求されていること(四九条)のほかには、捜査手続上、成人と少年で大きな違いはなく、年少者については、捜査機関による取調の際に、保護者等を立ち会わせるなどの配慮が運用上なされているだけであった。なお、触法少年については、刑事未成年(刑法四一条)であるため犯罪行為とならないことから、刑事訴訟法上の捜査権限が認められておらず、警察による任意の調査のみが行われ、証拠収集や真相解明上の支障も指摘されていた。この点について、平成一九年改正によって、触法少年に対する警察の強制処分も含む調査権限が付与されるとともに、その調査の際、少年の情操保護への配慮、心理学等の専門性のある職員の関与、弁護士付添人の選任権等の規定が創設され、調査の目的が事案の真相解明によって少年の健全な育成のための措置に資することが明記された(六条の二ないし五)⁽³⁾。

被疑者が成人である場合には、検察官が起訴の権限を独占し(国家訴追主義・刑事訴訟法二四七条)、しかも、情状も含めて考慮して、起訴・不起訴を決定する権限が認められており(起訴便宜主義・刑事訴訟法二四八条)、現に軽微な犯罪や証拠上問題のあるものなどは起訴猶予処分として起訴事実を重要な事件に絞り込むことが多い(起訴

猶予率五八・三％、平成一九年）。このため、警察（司法警察員）において犯罪事件の捜査を遂げ、その嫌疑が認められた場合、原則として検察官に事件を送致することが義務付けられている（刑事訴訟法二四六条本文）。ただし、一定の軽微な事件については、警察限りで事件を終局する微罪処分が認められている（同条但書）。

これに対し、被疑者が少年の場合には、前述のように、手続の選別も含めて処分決定を家庭裁判所が一手に行うので、警察が捜査を遂げて犯罪の嫌疑が認められる場合、罰金以下の軽微な事件については直接、それ以外の事件は検察官を経由して、家庭裁判所にすべての事件が送致されることとなっている（四一条、四二条。全件送致主義、家裁先議主義）。このように、全件送致主義は、少年には可塑性がある（教育可能性が高い）ので、年齢・罪名等に問わず、全事件をまず専門性のある家庭裁判所に取り扱わせ、少年の問題点の早期発見・適切な対応の確保を図ろうとするものである。このように、この制度によって少年に対する保護優先的な運用が担保されており、我が国少年法制の要をなすものといふべきである。もっとも、少年事件についても、例外的な措置として、簡易送致が認められている。この点については、今回のテーマと関連すると思われるので四節で詳しく説明することとする。

（3）詳細については、廣瀬・前掲注（一）三頁。田宮＝廣瀬・前掲注（一）九二頁以下参照。

三 児童福祉法上の措置

前述のように、一四歳未満の少年については児童福祉機関が、一四歳以上の少年については家庭裁判所が、それぞれ手続の選択を第一次的に行っている。しかし、家庭裁判所で受理した犯罪少年の事件についても、その調査・審判の結果、非行性が進んでおらず保護環境の問題が大きい場合など、福祉的な措置が相当と判断された場合に

は、児童相談所長に事件を送致し、福祉的な措置で対応することも認められている（一八条）。

四 簡易送致

軽微な事件についての事件送致の運用上の特例である。少年の要保護性が乏しい事件については、少年自身の自覚、家庭・学校等の保護による立ち直りが期待できる場合が多いこと、要保護性が低く再犯のおそれが少ない少年は早期に手続的負担から解放してよいこと、極めて軽微な事件についてまで厳格な方式に従った送致を要求することは警察官の事件送致意欲を低下させるおそれがあること、家庭裁判所においても問題の多い事件に労力を集中的に投入できるようにする重点的な事件処理の必要性などがこのような運用を認める論拠とされている。⁽⁴⁾これは法律の規定にはないが、家庭裁判所（最高裁判所家庭局）、検察庁（最高検察庁）、警察（国家地方警察本部、昭和四四年以降は警察庁）の協議を経て昭和二五年から通達に依拠して実施されている（昭和四四年、平成一七年各改正）。

簡易送致の概要は、警察が捜査した少年事件についてその事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等からみて再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められる事件について、警察官が少年や関係人に訓戒・注意等を加えたうえ、被疑少年ごとに犯罪事実、発覚の端緒、犯罪の動機、事後の状況、警察のとった措置等を記載した少年事件簡易送致書で検察官又は家庭裁判所に毎月一括して送致される（平成一七年の運用改正で身上調査書のほか、捜査の状況に応じ、少年の供述調書、その他の捜査関係書類が添付される）。家庭裁判所は、必要に応じて、検察官又は司法警察員に関係書類の追送や補充捜査を求めることができるので、全件送致主義自体は維持されているといえる。⁽⁵⁾

簡易送致の基準としては、①罪種として窃盗、詐欺、横領、盗品等に関する罪、その他長期三年以下の懲役・禁錮、罰金、拘留、科料に当たる罪、②被害等の程度がおおむね一万円以下のもの、その他法益侵害の程度が極めて

軽微なものが挙げられ、除外されるものとして、凶器使用事件、被疑事実が二つ以上あるもの、家庭裁判所への過去二年以内の送致・通告歴があるもの、否認事件、告訴・告発された事件、権利者に返還できない証拠物があるものが挙げられている。⁽⁶⁾平成一七年の通達改正により除外される罪種から恐喝、傷害が外され、被害金額が引き上げられ（五〇〇〇円から一万円）ており、人身被害をより重視する運用となっている（改正前は全治一〇日以内は簡易送致可）。

微罪処分が検察官への事後報告だけで事件送致しないのに対して、簡易送致は全件家庭裁判所に送致される点が異なっている。家庭裁判所においては、書記官が簡易送致の要件に該当するか否かを確認し、裁判官が記録の内容を検討するのが通例であり、特に問題が認められなければ一括して審判不開始決定で事件はそのまま終局する。したがって、軽微な事案で少年本人や保護環境などに特に問題が認められない事件では、簡易送致は警察による働きかけで少年を手続から解放するという実質的な機能を有しているといつてよい。そこで、微罪処分では被害者や社会に対する関係で犯行の軽微性が重視されるのに対し、簡易送致は少年の要保護性に問題のない場合に許容されるべきものとされ、簡易送致では非行の態様だけでなく、動機、経緯、少年の性格などが重要とされている。⁽⁷⁾前記の簡易送致の書式でも動機や事後の状況（本人の自白・反省、保護者の善導約束）、警察のとった措置（少年への訓戒・指導、関係者への働きかけ等）が記載事項とされている。さらに、問題のある少年に対し適機に最適な処遇をしてその立ち直りを図るという全件送致主義の趣旨を没却しないように、簡易送致事件についても、家庭裁判所は、非行事実の表面に顕れない非行性を検討する運用を心がけるべきであることが指摘されている。⁽⁸⁾

なお、簡易送致される事件は、一般事件（交通関係事件を除いたもの）の三九・七%（平成一九年）となっており、少年事件処理のうえで重要な機能を果たしている。

- (4) 田宮「廣瀬・前掲注(1)二〇〇頁、四一九頁。
- (5) 田宮「廣瀬・前掲注(1)四一九頁、二〇一頁。
- (6) 詳細については、最高裁家庭局「簡易送致事件の処理について」家裁月報五七卷一〇号(平成一七年)一五五頁以下参照。
- (7) 虞犯は対象外とされ、窃盗でも犯行態様の悪質なもの(侵入盗、ひったくり、すり)、自動車窃盗なども運用上原則として除外され、性的動機によるものやバイク盗、中学生の深夜の非行、非行歴が悪質であるものなどについては除外が検討されることとなっている。最高裁家庭局・前掲注(6)一六四頁参照。
- (8) 最高裁家庭局・前掲注(6)一五八頁、一六八頁参照。

五 家庭裁判所における非刑罰的措置

1 家庭裁判所受理後の少年事件に対する手続の概要

家庭裁判所で受理された少年事件は、調査を経て審判が行われることが予定されている(八条・二二条・二二条)。調査には法的調査と社会調査がある。法的調査については、少年事件の場合、犯罪事実等を認めている自白事件が多いため、大半の事件では、裁判官は、送致された事件の記録を検討するだけで相当な嫌疑を認めることができる。そこで、その段階で調査官に社会調査を命じる(七条)。この際、身柄が拘束されていない少年(在宅事件)については、少年鑑別所へ収容して(身柄事件・一七条一項二号)調査・審判するかどうかについても検討される。

2 調査段階における保護的措置

(1) 社会調査

社会調査は、調査官が担当する(七条・九条)。調査の方法・内容には、簡易なものから濃密なものまで相当に幅

がある。これは、膨大な少年事件（年間受理一九万四六五〇件・平成一九年。同年の地裁受理の刑事事件九万七八二八件の約二倍）のうち問題の多いものに力を注げるように、事件の軽重・少年の問題性に応じて対処しているためである。具体的には、安価な商品の万引など、軽微で一過性の非行として、調査官の面接も省略されるものから、重大事件、問題が窺える事件などで少年を少年鑑別所に相当期間収容して精密な心身鑑別を行うとともに、複数の調査官が関与して多角的に調査を行い、協議しながら慎重に検討する（共同調査）ものまでがある。少年によっては、行った犯罪自体は軽微でもその問題性が大きい場合もあり得るので、少年に表面に顕れていない問題点がないのか見極めることが重要となる。このため、多くの家庭裁判所では、実務経験の豊富な調査官が事件の受理段階で事件の選別（受理選別・インテーク）を行い、その選別にしたがって調査を実行し、その過程で問題点が発見されれば、さらに、掘り下げた調査が行われるという運用がなされている。

調査官は、前述のように、調査命令を受けると、必要に応じて裁判官と打合せをしながら調査を行い、その結果をまとめたうえで分析検討し、少年の処分についての意見（処遇意見）を付した調査報告書（少年調査票）を作成し裁判官に提出する。具体的な調査方法としては、事件記録を検討して事件の経緯、内容の概要を把握したうえで、被害者等の関係者・関係機関への書面照会（場合により面接）、保護者・少年との面接、関係者の事情聴取・家庭訪問等の出張調査、保護者以外の監督者（学校、雇い主、親戚等）との面接、少年に対する心理テストなども必要に応じて行うのが通例である。身柄事件では、さらに少年鑑別所が行った少年の心理テスト・行動観察の結果及びその総合的な分析等が鑑別結果通知書として提出されるので、これらも併せて分析し判断を加える。このうち調査活動の中心となるものは、少年・保護者たちとの面接調査で少年らと信頼関係を創りながら少年や保護者（父母等）の性格、親子関係、交遊関係等を把握・検討し、その何処にどの様な問題があるかを究明する。裁判官は事件の記録と調査報告書を検討し必要に応じて調査官と打合せ（ケース・カンファレンス）を行って少年の問題点等を把握して

審判を開くか否か、開く場合はその方針を定めるが、さらに、必要とする調査を命じる場合もある。

(2) 審判不開始決定

可塑性のある少年は、自ら非行の意味や自分の問題点に気付いたり、保護者や学校などの指導を受けて、自力で立ち直ることができる場合も多い。また、調査官の面接調査等の過程で少年や保護者らがその問題点に気付いて立ち直る見通しが立つ場合もある。このような場合、審判を開く必要がなければ審判不開始決定をして事件を終局させ、少年は手続から解放される（一九条一項）。

審判不開始とされるものには、事案が軽微なもの、要保護性に問題がないものなどがある。実際には、審判不開始となる少年が終局処理人員全体の大きな部分を占めている（一般事件で四七・九%、平成一九年。そのうち率が高い罪は、遺失物横領、軽犯罪法違反、失火、盗品譲受け、住居侵入等である）。その大半の事件では、調査官が少年や保護者等に面接をして問題点を指摘し、少年や保護者から誓約書をとったり、反省文を書かせるなどの保護的な措置が行われており（八六・五%・平成一九年）、少年を放置するものではない。

(3) 審判不開始以外の調査段階の終局

調査の結果、処分の必要性はあるが、保護処分よりも児童福祉的な措置が適切だと思われる少年には、前述の児童相談所長等送致（一八条）、刑事処分の方が相当だと思われる少年には検察官送致（二〇条）がなされることもある。検察官送致については、後述する。

3 審判段階における保護的措施

(1) 審判手続の概要

調査の結果、審判を開く必要が認められると、裁判官が審判で少年、保護者等から直接事情を聴いたうえで処分

を決定する（二一条以下）。

まず、少年審判手続の概略を説明する。審判は、家庭裁判所内の審判廷という専用の部屋（法廷と異なる小さな部屋で法壇の段差もない場合が多い）で行われる。刑事事件と異なり、場合によっては少年院、少年鑑別所、少年を預けている補導委託先などでの出張審判もできるが、これは例外で合理的な理由がなければ少年鑑別所等で行うのは適正な審判の観点から好ましくないとされている。

犯罪事実が一応認められて審判を開く場合には、裁判官が審判期日を指定し、少年・保護者等の関係者を審判廷に呼び出す（二一条、少年審判規則（以下「規則」と略記）二五条）。審判には、裁判所側から裁判官、書記官、調査官が出席することが原則とされているが（規則二八条一項・二項）、調査官は非常に多数の事件を担当しているため、在宅事件では特に必要性がある事件にしか出席できないのが現状である。少年本人には出頭義務があり、出頭しなければ審判を行うことができない（規則二八条三項）。保護者及び付添人には出頭する権利はあるが、不出頭でも審判を開くことはできる（規則二八条四項）。裁判所が適切と認めた場合、親族、教員、雇主、保護司、保護観察官、児童福祉司等の出席を許すことができる（規則二九条）。この規定は、監護の担当者、少年のことを良く知っている者に、それまでの状況を尋ね、あるいは、今後の監督意欲・監護の状況等を確認するためのものである。

審判の概略的な流れは、裁判官が、少年の氏名・年齢・住居等を確認（入定質問）したうえで犯罪事実の審理を行う。その審理は、先ずその犯罪事実を少年に告知して、認否を聴き、争いがあれば、証人の尋問など必要な証拠調べを行う。裁判官は、証拠上、犯罪事実を認めることができる場合、引き続き要保護性の審理を行う。審判の過程では、少年、保護者、関係者などに質問し、あるいは、その意見を述べさせ、最後に調査官の意見を聴いて最終の決定を告知するというものである。

(2) 審判の運営原則

審判の運営全般に保護・教育的な配慮が要請されている。「審判は、懇切を旨とし和やかに行わなければならない」との規定に、平成一二年改正で「非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すもの」とすることが付加されたが（二二条一項）、従前も少年に対しては、愛情を持った厳しさで対処し、その年齢や理解力に応じて分かり易くできるだけ発言し易いように手続を進め、教育的な効果をあげていく、少年・保護者に対し非行の反社会性・反道徳性・事件の重大性等について十分に説明し、その生活態度・考え方・性格・行動傾向の問題点などを的確に指摘して反省を求めその責任の自覚・更生の意欲を喚起するといった運用がなされているので、運用上大きな変化は生じていないと思われる。

審判は非公開とされている（非公開の原則。一二条二項）。これは、少年の情操を保護し健全な育成を図るため、少年を公衆の晒し者にせず、できるだけ烙印を押さない様に配慮し、立ち直りの障害となることを防ぐとともに、親子関係や家庭内の問題など人前では述べにくい事情を話し易くして真実を発見するという趣旨によるものである。前述のように、審判に裁量的に関係者を立ち会わせる場合でも、少年が話しにくい時にはその者を退席させることができる。親子でも必要があれば父母・少年それぞれ別々に席を外させることもある（規則三二条一項）。

個別審理が原則とされているが、特に、要保護性の審理は、少年の個人的な事柄が多く出てくるので共犯少年であっても併合審理はほとんど行われていない。

(3) 不処分決定

比較的軽微な事件では、審判の教育的な効果も考えあわせると、少年や保護者が自覚を深め、学校等の監督の下で自力で立ち直れる見通しが立ち、保護処分が付すまでの必要性が認められない場合も多い。このような場合には、不処分決定がなされ、少年は手続から解放される（二三条二項）。一般事件の不処分の比率は二〇・三％・平成一九年。そのうち率が高い罪は、毒物及び劇物取締法違反（シンナー吸引）、暴力行為等処罰に関する法律違反、風営法違反、

暴行、傷害、公務執行妨害等である。）。不処分決定がなされる場合、審判においては、裁判官による少年・保護者への訓戒・説諭、誓約書聴取などの保護的措置が行われている（保護的措置実施率八六・六％・平成一九年）。さらに不処分決定で終局する事件の中には、後述する試験観察を経ているものもある。少年に対して処分の必要が認められる場合には、犯罪の内容・性質や少年の問題性の程度（要保護性）に応じて、後述する処遇決定がなされる。

なお、犯罪事実が認められない場合には、刑事裁判の無罪に相当する審判不開始決定、不処分決定が行われるが、その比率は非常に低い（非行なしを理由とする審判不開始・不処分は、審判不開始・不処分の一％に満たない。平成一九年）。

(4) 試験観察

調査・審判を行っても、少年の処分を最終的に決めるための資料が不足している場合には、ある程度の期間、調査官に少年の様子を見極めさせて結論を出すため、少年をその試験観察に付すことができる（二五条一項）。試験観察において、調査官は、少年や保護者の行動を観察するだけではなく、遵守事項を定めてその履行を命じること、条件を付けて保護者に引き渡すこと（二五条二項一・二号）のほか、少年や保護者に指示、助言等を与えて立ち直らせる場合もある。さらに試験観察と併せて篤志家個人や適切な団体に少年を預けてその更生を図る補導委託も行うことができる（二五条二項三号）。この場合には、調査官が委託先と連携して少年・保護者に指導・助言などを行う。このように試験観察は、終局処分決定のためのものであるが、補導委託とも相俟って、実質的にはケースワーカー的な処遇として相当な成果を上げている場合も少なくない。もともと、一般事件において試験観察に付されるのは数パーセントである（三・一％・平成一九年）。また、一般事件の試験観察の期間は平均五・一月（平成一九年）、身柄付き補導委託の期間は平均五・六月（平成一九年）である。

4 処遇の選択

審判によって、犯罪事実が認定され、少年に対して処分を行う必要が認められる場合には、その要保護性の程度に応じて最も相応しい処分が決定される。要保護性は、再非行の可能性・危険性（累非行性）を中核とし、矯正可能性、保護処分での対応することの適切さ（保護処分相当性）がその内容とされている。⁽⁹⁾ この評価には犯罪事実のほか、調査官の調査報告書（身柄事件では少年鑑別所の鑑別結果通知書も）が重要な資料になる。

要保護性の主要な要素には、①犯罪事実に関するものとして、犯罪の動機・経緯、その目的、共謀した状況、犯行における役割・行為の内容、犯行の結果、犯行後の行動状況、被害の状況等がある。少年による謝罪や弁償は、本人の反省状況を知るうえから非常に重要である。調査官の被害者への調査については、従前、心理学系の調査が主流で、少年本人との信頼関係を築き、その性格や行動傾向の問題点を分析して非行の原因を解明することに重点が置かれていたことなどから消極的な面もあった。しかし、平成一二年改正によって、被害者に対する意見聴取（九条の二）、被害者による記録の閲覧（五条の二）、被害者への審判結果通知（三一条の二）制度が創設されたこと（前二者は平成二〇年改正により拡充）もあり、被害者に対する調査もより積極的になされるようになってきている。被害者からの情報によって被害者の心情も含め、犯罪の結果・影響などの実情がより正確に把握されるようになっていくと思われる。このような被害者からの情報は、少年の犯罪や問題行動に対する理解を深めることに役立つとともに、少年が自己の行為の結果を、より正確に認識し、その内省を深め、改善・更生に努力していくことにも役立つと思われる。このように、処遇の適正な選択のためにも、犯罪事実や問題行動の正確な認定・把握が必要となる。②少年本人に関する事項として、性格・行動傾向、生活態度や平素の行状（特に就学状況・就労状況）、非行・問題行動歴、余罪の有無・内容、反省状況、更生の意欲・程度、③保護環境に関するものとして、家庭の状況（保護者の性格・犯罪歴・経歴・知能・生活力・遵法精神・常識・少年への監護意欲、家庭の経済状態、親子関係等）、少年の

生活環境（特に交友関係・学校の先生との関係等）、保護者以外の監督者・協力者の有無などが挙げられている。要保護性の判断に当たっては、事件や少年の性質に応じて、これらの要素が総合的に考慮される。処遇決定の選択肢としては、次項で述べる保護処分が中心的なものとなるが、前述のように刑事処分（二〇条）、児童福祉措置（一八条）もある。

5 保護処分

(1) 保護処分の意義

保護処分には、保護観察、児童自立支援施設（旧教護院）・児童養護施設送致、少年院送致があり（二四条）、保護処分に付されることによって、少年は刑事訴追や再度の少年審判は受けないことになる（四六条）。この結果、保護処分は、少年に対する刑罰に代替する処分として位置付けられており、重要な機能を果たしている。

(2) 保護観察

保護観察（二四条一項一号）は、少年を施設に収容せず、家庭や職場等においたまま社会の中で自力での立ち直りを目指す処分である。保護観察においては、少年に対して、定住、健全な生活態度保持、保護観察官等との面接、生活実態事実の申告等の法定の一般遵守事項のほかに、本人の問題に即した特別遵守事項、生活行動指針をも定めている。そして、少年に対して、これらを守るように、接触を保ってその行状を把握し、必要な指示を与え、犯罪の傾向改善の専門的処遇等の指導監督を行うとともに、少年の医療・療養・宿所・就職等の援助、職業の補導、環境の改善・調整、必要な生活指導等の補導援助を加えて、その立ち直りを図っていく、社会内処遇の主要なものである（更生保護法（以下「更生法」と略記）四九条～五八条⁽¹⁰⁾）。

保護観察は、保護観察所の保護観察官、保護司が担当する（更生法二九・三一・三二・四八条）。保護観察には、

通達によって、①一般保護観察、②一般短期保護観察、③交通保護観察、④交通短期保護観察の種別が運用上設けられている。①一般保護観察では、少年が保護司を月二回程度訪問して近況報告をして助言指導を受けるものが多い。保護観察の期間は、少年が二〇歳になるまでが原則とされるが、それが二年に満たないときは二年間とされる（更生法六六条）。成績良好等による一時解除・解除が認められている（更生法六九・七〇条）。一般保護観察（②③④以外の者を対象）のほか、その解除基準を類型化して、②一般短期保護観察、③交通保護観察、④交通短期保護観察が行われている。②④は家庭裁判所の処遇勧告を受けた者を対象にするが、②は反社会集団に加入しておらず、非行性・資質・環境の問題点が大きくない者を予定し実施期間はおおむね六〜七月、④は一般非行性が乏しく集団処遇に参加できる者等を予定し実施期間は三〜四月とされており、保護観察官の直接指導で行われる。③は、④以外の交通事件の少年を対象として交通関係の指導に重点を置くもので、六月経過以降は解除も検討される。①についても、処遇困難者に対する保護観察官の積極的な関与、暴走族、シンナー乱用者、低年齢者等の類型別の分類処遇が図られており、一年経過以降は解除も検討される。非行の多様化、処遇困難な少年に対応すべく、保護観察の実施についての努力が積み重ねられてきているが、保護処分⁽¹¹⁾の大半を担う最も主要な社会内処遇であり、その実効性を高めるためには、保護観察を担当する保護観察官等の大幅な増員、オリエンテーション施設、中間施設などの保護観察の実施上活用できる各種施設の確保・整備を図ること、社会奉仕的な活動などの新たな処遇に対応できる専門家の養成など、そのさらなる多様化及び人的・物的な充実が急務であると思われる。なお、平成一九年に後述のように指導監督を強化する改正が行われている。

(3) 児童自立支援施設等送致

児童自立支援施設（旧教護院）・児童養護施設送致（二四条一項二号）は、本来、児童福祉施設（児童福祉法四一・四四条）における処遇を保護処分として利用するものである。そのための限界もあるが、年少少年や福祉的な対応

が必要な少年には有効な処分である。¹²⁾ もっとも、少年院收容者の年齢の下限が一四歳とされていたことから、最近相次いで起きた長崎市の一二歳少年による男児誘拐殺人事件（平成一五年）、佐世保市の一一歳少女による同級生殺人事件（平成一六年）などのように、一三歳以下で凶悪事件を行った者など、收容保護が必要な者に対してはこの処分に対応するほかはなく、強制的な施設收容が必要であれば、家庭裁判所において、児童自立支援施設送致と併せて強制措置の許可をすることが必要であった（改正前六条三項）。この問題解決のため、平成一九年に初等少年院及び医療少年院の下限をおおむね一二歳とするとともに、決定の時に一四歳に満たない少年の少年院送致は特に必要と認める場合に限定する改正がなされている（二四条一項但書、少年院法二条）。

(4) 少年院送致

少年院送致（二四条一項三号）は、保護処分の中で最も強力なものであり、その年齢、心身の発達の程度を考慮し、その特性に応じて、生活訓練、教科教育、職業補導などを通じて少年に内省を深めさせ、社会復帰に役立てるための矯正教育を行っている（少年院法一条・一条の二）。①初等少年院、②中等少年院、③特別少年院、④医療少年院の種別があり、男女は別の施設とされている（少年院法二条）。①は、おおむね一二歳以上、おおむね一六歳未満の者、②はおおむね一六歳以上二〇歳未満の者、③は犯罪的傾向の進んだ一六歳以上二三歳未満の者、④は、心身に著しい故障のあるおおむね一二歳以上二六歳未満の者をそれぞれ收容する。教科教育としては、①では小学校、中学校のもの、②③では、それに加え必要に応じて高校、大学、高等専門学校に準ずるもの、④では養護学校その他特殊教育の学校のものを行っている。①②については、さらに運用上、長期処遇と短期処遇（一般短期・特修短期）に分類される。家庭裁判所が、この①②③④の種別の決定を行う。短期処遇は、家庭裁判所の処遇勧告を受けた者（非行の常習化、收容保護歴、反社会集団への加入などの事情がなく性格の問題点も少ない者を予定している。特修短期では開放処遇に適すること等も前提条件となる。）を対象とし、一般短期処遇は、六月以内（收容期間・仮退院時

期)で、半開放・開放処遇も組み合わせで行われる。特修短期処遇は、四月以内で、開放処遇を積極的に行う。長期処遇は、短期処遇以外の者を対象とし、収容期間は、成績に応じて不定期となるが、原則、二年以内とされ、おむね一年程度を目処にした処遇計画が立てられている。家庭裁判所から比較的短期(例えば一〇月等)の処遇勧告がなされれば、少年院でも尊重される。また、非行の重大性等によって問題性が極めて複雑深刻であるため特別の処遇を要する者には、神戸の連続児童殺傷事件(平成九年)等を契機に、二年を超える収容期間も定めることができるようになった(特別処遇課程)。長期処遇には、ア)生活訓練課程、イ)職業能力開発課程、ウ)教科教育課程、エ)特殊教育課程、オ)医療措置課程があり、オ)は医療少年院で、ウ)は初等・中等少年院、エ)は医療少年院を中心に、それぞれ行われている。ア)は特別処遇課程を含む処遇困難者を対象として基本的な生活訓練を行う。イ)は電気工事士、介護アテンダントサービス士など相当高度な資格取得も含め多様な訓練が行われており、就労による自立のみならず、少年の自信・自尊感情の回復に有効とされている。¹³⁾ 収容者に対する処遇、教育内容の水準は高く評価されている。しかし、少年院送致の増加に伴う最近の長期処遇の過剰収容化を改善すること、仮退院以降の社会内処遇との連携などの点では、さらなる充実が望まれている。

6 保護処分を選択状況

一般事件の統計(平成一九年)をみると、保護処分が選択されているのは一般事件全体の三〇・一パーセントであるが、そのうち保護観察が二三・五パーセント(保護処分に付されたものの七八%)、児童自立支援施設等送致が〇・四パーセント(同一・三%)、少年院送致が六・二パーセント(同約二〇・六%)となっており、特に施設への収容処分について、保護処分の不利益性を前提とした謙抑的な運用が貫かれているといえる。また、この数字からも保護観察の強化・充実こそが、少年に対する処遇の改善のために有効かつ急務であることが明らかといえよう。

この保護観察強化のために、平成一九年に、保護観察所長による保護観察中の少年に対する警告の権限、保護観察処分少年の重大な遵守事項違反に対し警告のうえ、收容処分の申請（施設送致申請）、それを受けた家庭裁判所に少年院送致等を認める改正が成立している⁽¹⁴⁾。しかし、この改正を生かすには前述のような保護観察機関の人的・物的に相当な充実が不可欠の前提となる。

7 刑罰と保護処分の位置付け

保護処分よりも刑事処分の方が重く、前科として記録に残るので少年に不利益だという考え方も主張されている。しかし、殺人などの重い罪で重い刑が科される場合は別として、短期の懲役刑と少年院送致の比較であれば、その懲役刑の方が重いと単純にはいい切れない。刑の執行猶予が付される場合には、懲役刑よりも少年院送致の方が、現実に施設に收容されるので重いと考えられる場合もある。罰金は、金銭を支払えば済むので、自由の制約が続く保護観察より軽く位置付けられる場合も少なくない。このように実際に科される刑の種別と重さの検討が重要であり、刑事処分選択が当然に厳しい処分ということにはならない。最終的な刑と保護処分の内容を正確に比較検討し刑事処分相当か否かが判断されるべきである。

家庭裁判所における刑事処分の選択（検察官送致。二〇条）は、極めて謙抑的な運用状況が続いている。最近でも、事件全体で数パーセント（四％・平成一九年）、一般事件では一パーセントにも満たない（〇・六％）。業務上過失致死傷事件（大半は交通事故。近時は、ほとんどが自動車運転過失致死傷）でも一、二パーセント（二・二％）であり、道路交通法違反事件でも一割強（二二・三％）に過ぎない（もっとも、危険運転致死は一〇〇％、危険運転致傷は二四・一％と高率である）。しかも、少年に科されている刑罰のほとんどは高額ではない罰金刑である。

少年に対する刑事処分の選択については、平成一二年改正以前には、刑法上の責任年齢一四歳（刑法四一条）に

対し、少年法二〇条但書で検察官送致の下限が一六歳とされ、年少者に対する刑事処分選択が制限されていたが、その改正法でその下限(但書)が削除された。これにより一四、一五歳の犯罪少年についても刑事処分が可能となった。また、平成一二年改正では、行為時一六歳以上の少年による故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪について検察官送致決定を義務付ける規定(原則逆送)が設けられた(二〇条二項本文)。これらについては、刑罰の範囲を広げ、刑を重くする厳罰化の改正であるという批判が少なくない。しかし、いずれも、最終的に刑事処分を選択するか否かの判断は家庭裁判所に留保されている。原則逆送事件についても、家庭裁判所において社会調査を行って検討することが前提とされており、その結果、保護処分が相当と判断されれば例外として保護処分とすることが認められている(二〇条二項但書)。一四、一五歳の少年の検察官送致が可能となった点も、非常に少数であっても社会を震撼させるような凶悪事件(例えば、神戸の児童連続殺傷事件)では、犯罪対策の要請が強く、そのような事例にも対応できる制度に改めた意義は評価できると思われる。実際にも、年少な時期に極めて重大な非行を犯す場合には、心身に根深い問題を抱えているため保護処分が相応しい者が多いこと、少年院においても、前述のように二年を超える相当長期間の処遇も可能とされているので、一四、一五歳の少年の検察官送致は、極めて例外的な場合に限られ、弊害はそれほど生じないと思われる。実際にも一六未満の刑事処分は、改正法施行後五年間で実質一件(一五歳の強盗強姦事件等)だけである。⁽¹⁵⁾ 原則逆送の改正についても、行為時一六歳以上の少年による殺人、強盗致死等の重罪に限定されており、被害者の生命尊重の現れとも評価できる。そのうえ、前述のように社会調査の結果によって保護処分を選択する余地が認められており(二〇条二項但書、さらに、後述する家庭裁判所への移送制度(五五条)も維持されている。換言すれば、この規定は、運用上、家庭裁判所に刑事処分としない合理的な根拠を説明する義務を課したものの、家庭裁判所が科学調査の正当性アピールの機会を与えられたものと評することもできると思われる。改正法施行後の運用実績をみても、原則逆送事件の約四割が二〇条二項但書を適用されて逆

送されずに保護処分（少年院送致）で対応されており、逆送されるのは年間四〇程度にとどまっている。また、少年の年齢、非行の軽重・罪質等に関わりなく一律の手続とされていたという制度的問題点に合理的な区分を設けたという面もあると思われる。

8 家庭裁判所の処遇選択の実情

裁判官は、少年の資質や環境・非行の内容などを考え併せ、以上の処分等の中からその少年に最適なものを選択する。その判断に当たっては、既に述べた少年調査票や鑑別結果通知書などの科学的な調査結果がある反面、刑事裁判と異なり検察官の論告・求刑はない。措置・処分の内容も、説論だけの場合から相当長期間、少年院等の施設に強制的に収容するもの、さらには刑罰（検察官送致）まで非常に選択の幅が広い。この判断を適切に行うためには、複数の裁判官の討議・検討によって結論を導く合議制が有用であり、平成一二年改正によって裁定合議制が導入された（裁判所法三一一条の四第二項一号）。改正法施行五年間で、一七二件（うち傷害致死が五三件）の少年事件が家庭裁判所の合議体で判断されているが、より積極的に活用することができるよう、裁判官の人員配置などへの配慮が望まれよう。

処遇選択において、初回係属の少年は審判不開始・不処分、次は保護観察、その次は少年院というように段々厳しい処分をするような運用（段階処遇）も行われている。この運用は、少年の前歴の有無という基準が明確であること、同じ行為に対して公平に扱えること、軽い非行だけで自力で立ち直れる少年も相当数いることなどからは、その合理性も認められる。しかし、このような運用が機械的に行われると、家庭裁判所が最初に事件を受理した時に、既に問題がある少年の場合には、非行性の進み方に対して、課される処分が後追いになって処遇の時機を失することにもなりかねない。初めて家庭裁判所に来た少年でも事件の内容や少年本人の性格などをみて、その抱えて

いる問題の程度に即応した手厚い（強力な）処分が必要な場合もある。

また、処遇選択においては、要保護性及び処分の有効性の観点だけでなく、社会防衛や刑事政策の観点も、実務上考慮されている。社会防衛などの観点は、刑事処分において最も顕著となるが、保護処分においても考慮に入れられている。もつとも、少年の更生の観点からも、少年に自分の行為の責任を自覚させて立ち直りを図ることは必要であり、悪い事をすればそれ相応の厳しい処分を受けることを少年に教え悟らせる必要性が認められる。この点、要保護性を重視する調査官などから、重大犯罪を行った少年でも本人が真面目に生活し家庭環境等にも問題がない場合などには、保護観察など軽い処分の意見が主張されることもある。少年本人の要保護性の解明を中心として活動する調査官の中で要保護性重視の立場が根強いことは理解できるが、犯罪や問題行動の具体的な事実を離れた非行予測は、いまだ確実といえるほどの精度は認められていない（予測の資料が手続の段階に応じて異なるので、手続が進むほど精度は上がり、少年院仮退院等の段階ではより精度の高い予測も可能になる）。また、保護処分は種々の人権の制約を伴うものであり、単なる利益処分として理解すべきではない。そこで、人権保障の観点からも、軽微な非行に対して少年院送致のような処分をすることは相当とはいえない。また、そのような処分が行われた場合には、少年・保護者の納得も得られにくく、教育・更生の実を上げるとい趣旨からも、その選択には疑問が生じる。家庭裁判所における運用の実際においては、処遇選択においても、少年の犯罪事実と処分との釣り合いを相応に考慮しているのが実情である。少年の行為に対する責任、非行の社会的影響、被害感情などについては、保護処分の選択においては、度外視すべきだという立場も主張されている。しかし、そうすると被害感情等の問題は、刑罰のみによって対応するということにならざるを得ないことになる。それでは、かえって刑罰の選択を増やさなければならなくなり、刑罰化を推進することにもなりかねない。少年法が、犯罪対策の要請に対しても応えざるを得ない以上、保護処分の選択に当たっても、被害感情等にも相応の配慮をすることが必要とされ、複合的かつ総合的

な判断が求められているというべきである。専門性の高い臨床実務家である調査官等と法律家である裁判官が協同して少年・非行の問題点を解明したうえ、最終的な決定は法律家（裁判官）が行うとされているのは、このような判断を適切に行えるようにする趣旨であると思われる。

- (9) 田宮〓廣瀬・前掲注(1) 四四頁。
- (10) 田宮〓廣瀬・前掲注(1) 五二五頁以下。
- (11) 田宮〓廣瀬・前掲注(1) 二八六頁以下。
- (12) 廣瀬・前掲注(1) 五頁以下、田宮〓廣瀬・前掲注(1) 二八九頁以下参照。
- (13) 田宮〓廣瀬・前掲注(1) 二九一頁以下、五〇二頁以下。
- (14) 詳細は、廣瀬・前掲注(1) 六頁以下、田宮〓廣瀬・前掲注(1) 三四一頁、五三八頁以下参照。
- (15) ほかに傷害致死の共犯二件、道路交通法違反二件があったが、前者は後に五五条移送により少年院送致となり、後者は罰金となっている。

六 刑事手続からの移送（五五条移送）

前述のように、少年に対して刑罰を科すには、家庭裁判所から検察官に事件送致されることが必要であり（二〇条）、事件送致を受けた検察官は、その事件を起訴することを義務付けられるが（四五条五項本文）、前述のように、罰金刑の選択は可能である。また、起訴後、公判を担当する裁判所（地方裁判所のほか、簡易裁判所・高等裁判所の場合もあり得る。）は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付すことが相当であると認めるときは、決定で事件を家庭裁判所に移送することができる（五五条）。この判断に際しては、前述の要保護性の諸要素が検討されるが、検察官送致後の事情の変更、例えば、高額な被害の弁償などによって被害感情が大きく宥和された場合などが典型的なものとして挙げられている。この移送がなされた場合にも少年には、刑罰以外の処分（保護処分）による対応がなされることになる。

七 犯罪少年以外の者に対する措置

(1) 触法少年

前述のように、刑法上一四歳が刑事責任年齢とされているため、一四歳未満の少年の犯罪に外形上当たる行為は、刑法上の犯罪とはならず触法行為とされる。それを行った少年は触法少年と呼ばれる(三条一項二号)。触法少年については、とりわけ年少であるため、福祉的な対応が望ましいことから、児童相談所等の児童福祉機関が第一次的に扱い、家庭裁判所は、児童相談所等から事件の送致を受けてはじめて調査・審判の対象として扱うことができるものとされている(児童福祉機関先議。三条二項)。もつとも、前述のように年少少年の行為でも重大事件に当たたるものについては、児童相談所等に原則として家庭裁判所にその事件を送致することを義務付け、また、少年院收容の下限一四歳を引き下げる必要があるので、前記二、五5(4)のように、平成一九年改正が行われた。触法少年についても、このように保護処分による対応が可能であるが、運用上、保護処分に付される事例は極めて限定されている(触法少年の平成一五年度検挙人員二万五一九人に対し家庭裁判所の同年度の処理人員は二二〇人である。)

(2) 虞犯少年

犯罪行為にまでは至っていないが、その性格や環境に非常に問題があり、犯罪を犯したり、触法行為を行う虞が強い少年については、一定の要件の下で(三条一項三号イ、ロ、ハ、ニ)、虞犯少年として調査・審判の対象となり、保護処分の対象とすることができる。虞犯少年も一四歳未満の者については、触法少年と同様に、児童福祉機関先議が認められており、家庭裁判所で扱うには、児童福祉機関の送致が前提として必要となる(三条二項)。虞犯少年は、運用上、謙抑的に立件されているため、調査・審判の対象となる事件は、その問題点が根深いものが多く、保護処分に付される比率も前述の全般的な傾向(前記五6)よりもはるかに高くなっている(平成一九年の終局七

○〇人中保護処分四八九人（六九・九％）、うち、児童自立支援施設送致八八人（二二・六％）、少年院送致一三四人（一九・一％）。

(3) 不良行為少年等の補導

犯罪少年、触法少年、虞犯少年というこれらの少年法の対象（三条）となる少年（非行少年）に対して、そのいわば予備軍となる、虞犯行為よりも程度の軽い問題行動（不良行為）に対して早期に適切に対応することは、非行防止のために、非行少年に対する対応にも劣らず重要である。

この分野においては、警察における少年の補導活動が行われており、重要な役割を果たしている。補導については、現在、法律上の直接的な規定はなく、警察法の警察活動の原則を受けた警察庁の規則（少年警察活動規則）に基づいて行われているが、今回のテーマと実質的に関連すると思われるのでその概要を紹介しておく。

不良行為少年とは、前述の非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙（未成年者の飲酒・喫煙は罰則はないが法律上禁止されている）、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年と定義されている。補導の対象とされるのは、不良行為少年のほか、触法少年、一四歳未満の虞犯少年であるが、行為や問題の程度から通告するに至らない少年も含まれている。少年補導には、街頭補導と継続補導がある。街頭補導は、風俗営業・その関連の営業所、盛り場、駅、公園、その他、少年の非行が行われやすい場所における補導であり、不良行為少年を発見し、その場で口頭注意するとともに、氏名、保護者の連絡先等を聴いて保護者に不良行為の事実を連絡して家庭におけるその後の指導・監護を促すものである。地域を巡回する警察官が通常のパトロールの過程で行う場合が多いが、少年警察専門の警察官、少年補導職員やボランティア（少年補導員、教員等）が行う場合も少なくない。前述の飲酒、喫煙、けんかのほか、少年の深夜徘徊等并注意し、帰宅を促し、保護者に連絡するなどし、少年や保護者の相談にも応じている（少年相談）。継続補導は、前記のような少年のうち、その非行防止を図るため特に必要と

認められる場合に、保護者の同意を得たうえで、継続的な指導等を行うことである。街頭補導で発見した少年について継続補導を行うことは実務上少ないそうである。不良行為少年の親や本人が警察に相談に訪れ、継続的な支援が必要とされる場合には、少年サポートセンター等において継続的な相談・補導活動が行われる。少年サポートセンターは、専門的な知識・技能を有する少年補導職員又は警察官を配置した警察における継続補導活動の中心組織であり、継続補導は専門的な知識・技能を有する少年補導職員等によって行われる。

いずれも、非行防止、犯罪防止のための活動であるが、非公式の措置により非行を防止して少年の健全育成を期し、刑事手続や少年審判手続の負担を軽減し、その重点的・効率的な対応を促進するという趣旨では共通した指向性をもつものと位置付けることができると思われる。

おわりに

我が国の少年法制においては、保護・教育主義が理念のみならず運用上もかなり徹底して実践されている。そこで行われている様々な措置を非刑罰的な処遇という観点から検察官先議制等との対比も念頭において整理してみたが、はじめての試みで素描の感を否めない。比較法制的な観点からの分析等も含めて他日を期したい。